

平成27年度第3回青梅市図書館運営協議会会議録

平成27年8月18日（火）午後6時～

中央図書館ボランティア室

1 あいさつ

2 報告事項

(1) 青梅市図書館条例施行規則の一部改正について

(事務局) [資料1に基づき説明]

(事務局) 個人貸出しの制限の変更や、10月1日開始予定の入間市との相互利用に関することなどを追加しました。

(委員) 個人貸出しの制限の変更は、開館時にできなかったことができるようになるわけで、資料が充実してきたということですね。

(事務局) その通りです。貸出冊数は、近隣でも10冊程度としているところが多く、青梅市の5冊は少ないほうです。視聴覚資料も充実してきたので、貸出点数を増やすことにしました。

(委員) 視聴覚資料には、視覚障害者のものは含まれますか。

(事務局) 視覚障害者のものは含まれません。DVDやCDです。

(2) 青梅市図書館指定管理者募集要領について

(事務局) [資料2に基づき説明]

(委員) 告示方法は、どうなりますか。

(事務局) 市の掲示板に掲示します。市のホームページにも掲載します。

(委員) 選定は、非公開ですか。

(事務局) 非公開です。選定委員会が行いますが、一般の方が入ることはありません。

(委員) 何社くらいが手を上げてきますか。

(事務局) 最低でも2社と想定しています。他に応募があるかどうかというところです。

3 協議事項

(1) 青梅市図書館指定管理者業務仕様書について

(事務局) [資料3に基づき説明]

(委員) 仕様書に定める以外のことで、事業者がやりたいと思っていることも受け入れられますか。

(事務局) 事業者がやりたいと思っていることは、提案事業になります。指定管理者としては、教育委員会の承認を受けて実施することになります。

(委員) 事業者は、プレゼンテーションしてアピールするわけですね。他の図書館では、ホームページとフェイスブックなどの2本立てにしているところもありますよね。

(事務局) 図書館のホームページは、図書館内のサーバーに作成していますので、自由度の高いものになります。フェイスブックも対応可能と考えています。仕様書には、現状のサービスをもれなく載せて、仕様書に載っていないからやらないと言われることがないように配慮しています。これに事業者からの提案が上乘せされると考えています。

(委員) 武雄市の図書館が話題になっていますよね。指定管理者が廃棄した本に地域資料が含まれていたことや、新たに購入した資料のリストに10年近く前のパソコンの利用書が含まれていて在庫セールと批判されていることを知りました。仕様書によると、資料の購入や廃棄に基準があるということですが、廃棄の対象になる本とならない本の選別は事前に行われますか。

(事務局) 廃棄の基準は、資料として価値がなくなったもの、汚損・破損など、条件があります。地域資料は、基本的には廃棄しないことにしています。これに合わせて選書基準も、門別に詳しい基準を作成し、公開する予定です。

(事務局) それをわかっているながら廃棄してしまうということはありませんか。廃棄前にチェックできますか。

(事務局) 廃棄前に市の担当者がチェックします。

(事務局) 選書の基準については、門別のものを作成しています。

図書館には情報提供を行うことが求められますが、プライバシーの侵害や誹謗中傷に当たるものをどうするか、道德面や管理面で提供するべきかという悩みがあります。図書館のあるべき姿や、指定管理者の評価にもつながります。指定管理者導入時に整理しておくべきところです。

(事務局) 指定管理者が人気のある本の副本を揃えて利用実績を上げようとするのではないかと心配されることがないように、収集基準に副本の上限を設けたいと考えています。

(委員) 規則改正では、貸出数は10冊、貸出期限は15日以内となりますが、これを緩和することもできますか。

(事務局) 教育委員会で協議し、認められた場合には、規則改正を行うこととなります。主導権は、市にあります。

(事務局) 今回の規則改正では、資料が増えてきたことや、他市の状況も見て、このようになりました。ただし、貸出数や貸出期限の拡大は、いいことばかりではありません。次に借りたい人が借りやすくすることもサービスです。

(委員) 武雄市では、日本全国、誰でも借りられる、北海道の人でも借りられるという話です。事業者から提案されたらどうしますか。

(事務局) その場合には、相互利用の協定が必要になると考えています。

(委員) 仕様書には「購入した図書館資料については市に帰属する」とありますが、指定管理者が新たに購入した資料も、市の所有物になると理解してよろしいですか。

(事務局) 購入した資料は、すべて市に帰属します。また、指定管理者には、資料の購入に使うべき金額を指示します。

(委員) 指定管理者が勝手に資料を廃棄してはいけないという縛りにもなると理解してよろしいですか。

(事務局) 資料の廃棄については、市がリストをチェックします。パソコンや旅行など、トレンドが変わって使用できなくなるものが廃棄されます。

(委員) 指定管理者になって、会議室の使い勝手が悪くなった

施設があります。指定管理者になると、これまでのように対応してもらえないのではないかと心配になります。

(事務局) 図書館のボランティア室や対面朗読室については、利用者が限られているため、柔軟に対応しています。

(委員) 図書館の多目的室は、どのように対応していますか。

(事務局) 利用時間内に準備や片付けを行うことになっています。

(委員) 他の施設では、会議室が空いていないため、全日予約が取りにくい状況です。図書館でも同じような問題が出てくるのではないかと心配になります。

(事務局) 市の職員には、一見難しいことであっても、どうすれば出来るのかを考えるように指導しています。これは、指定管理者になっても同じです。

(会長) 協議事項ですので、お諮りいたします。協議事項(1)「青梅市図書館指定管理者業務仕様書について」を承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

(会長) 異議なしと認めます。よって、協議事項(1)「青梅市図書館指定管理者業務仕様書について」は承認されました。

(2) 青梅市図書館基本計画について

(事務局) [資料4に基づき説明]

(委員) 基本計画は、指定管理者を募集するときに提示しますか。

(事務局) 提示します。仕様書にも記載しています。

(委員) 指定管理者になってから、平成32年度までに検討事項をひとつひとつ具現化していくということですか。

(事務局) その通りです。サービスアップについては、このように拡充するという指針になります。

(委員) 5年間の契約中に、次の5年間の検討事項を盛り込むということですか。

(事務局) その通りです。5年間の契約中に実現したサービスが現状となり、今後の課題として、新たなステップを目指

すこととなります。

(委員) これを視野に入れて指定管理者は、現状維持ではなく、ひとつひとつの検討事項に取り組むということですね。

(事務局) その通りです。

(委員) 基本計画案について、大きな修正と小さな修正を求めました。ひとつは、指定管理者へのメッセージとして、温故知新ということで、青梅市の図書館を築き上げてきたものを忘れないでほしいという思いを込めました。伝統と改革との融合があつてこそ、真の改革が根付いていくのではないのでしょうか。もうひとつは、地域資料のところで、郷土博物館、市民会館、美術館を明記しました。前回の議論の中で、郷土博物館に加えて市民会館もあると気付きましたが、美術館についても、美術に関心のある色々な世代の方々のために、美術館が持っている情報や映像に対するニーズに応じて、将来的な連携や市の財産の有効活用がなされることを希望して追加しました。

(事務局) 前回の議論の中で、8ミリフィルムや16ミリフィルムについて、都立図書館の管理状況を聞いてみてはというご意見をいただき、都立図書館へ問い合わせましたが、都立図書館でも、デジタル化は進んでいないという状況でした。このまま放っておくと再生機器もなくなってしまふ資料を救いたいと考えています。今年度中に方向性を示して、指定管理者へ引継ぎたいと考えています。

(会長) 協議事項ですので、お諮りいたします。協議事項(2)「青梅市図書館基本計画について」を承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

(会長) 異議なしと認めます。よって、協議事項(2)「青梅市図書館基本計画について」は承認されました。

4 その他

(事務局) 今後の予定について説明

(会 長) 以上で、本日予定した案件は全て終了いたしました。
委員の皆様には、長時間にわたり、御協議を賜りまして
大変ありがとうございました。これをもちまして、平成
27年度第3回図書館運営協議会を閉会いたします。本
日は大変御苦労さまでした。

以 上